

笠置町
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(素案)

2021 (令和3) 年 月

笠置町

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の目的	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け	1
2. 計画の期間	2
第 2 章 地域の概況	3
1. 自然環境	3
(1) 位置	3
(2) 気候	4
2. 社会環境	6
(1) 人口及び世帯数	6
(2) 産業	10
3. 都市基盤整備	11
(1) 交通状況	11
(2) 土地利用状況	11

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の状況	12
1. ごみ処理体系の概要	12
(1) ごみ処理の経緯	12
(2) ごみ処理の流れ	12
(3) ごみの分別区分	13
2. ごみの排出量	14
(1) ごみ排出量の推移	14
(2) 一人一日当たりのごみ排出量	15
3. ごみの資源化の実績	16
(1) ごみの資源化量の実績	16
4. ごみ処理の状況	18
(1) 収集・運搬	18
(2) 施設等の概要	18
(3) 処理・処分量の実績	19
5. 京都府内自治体との比較	21
(1) ごみ一人一日平均排出量	21
(2) リサイクル率	21

6.	ごみ処理の評価	22
7.	周辺自治体の動向	23
8.	関係法令の動向	24
	（1）国の動向	24
	（2）京都府の動向	25
9.	ごみ処理に関する課題	26
	（1）ごみの排出・リサイクルに関する事項	26
	（2）収集・運搬に関する事項	26
	（3）中間処理に関する事項	26
	（4）最終処分に関する事項	26
第2章	ごみ処理基本計画	27
1.	ごみ処理の基本方針	27
2.	人口及びごみ排出量の予測	28
	（1）人口及びごみ排出量の予測方法	28
	（2）人口の予測	29
	（3）ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）	30
3.	計画の目標	31
	（1）目標値の設定	31
	（2）ごみ排出量の見込み（目標値）	32
4.	施策の体系	33
5.	主要施策と住民・事業者・行政の役割	34
	（1）ごみの排出抑制と資源化	34
	（2）収集運搬計画	37
	（3）中間処理計画	38
	（4）最終処分計画	39
	（5）その他の計画	39

第1部 総論

第 1 章 計画の目的

1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 3 の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

笠置町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、以上に示した法に基づき笠置町(以下「本町」という。)のごみ処理について、その基本方針を定めたものであり、その位置付けは図 1 に示すとおりである。

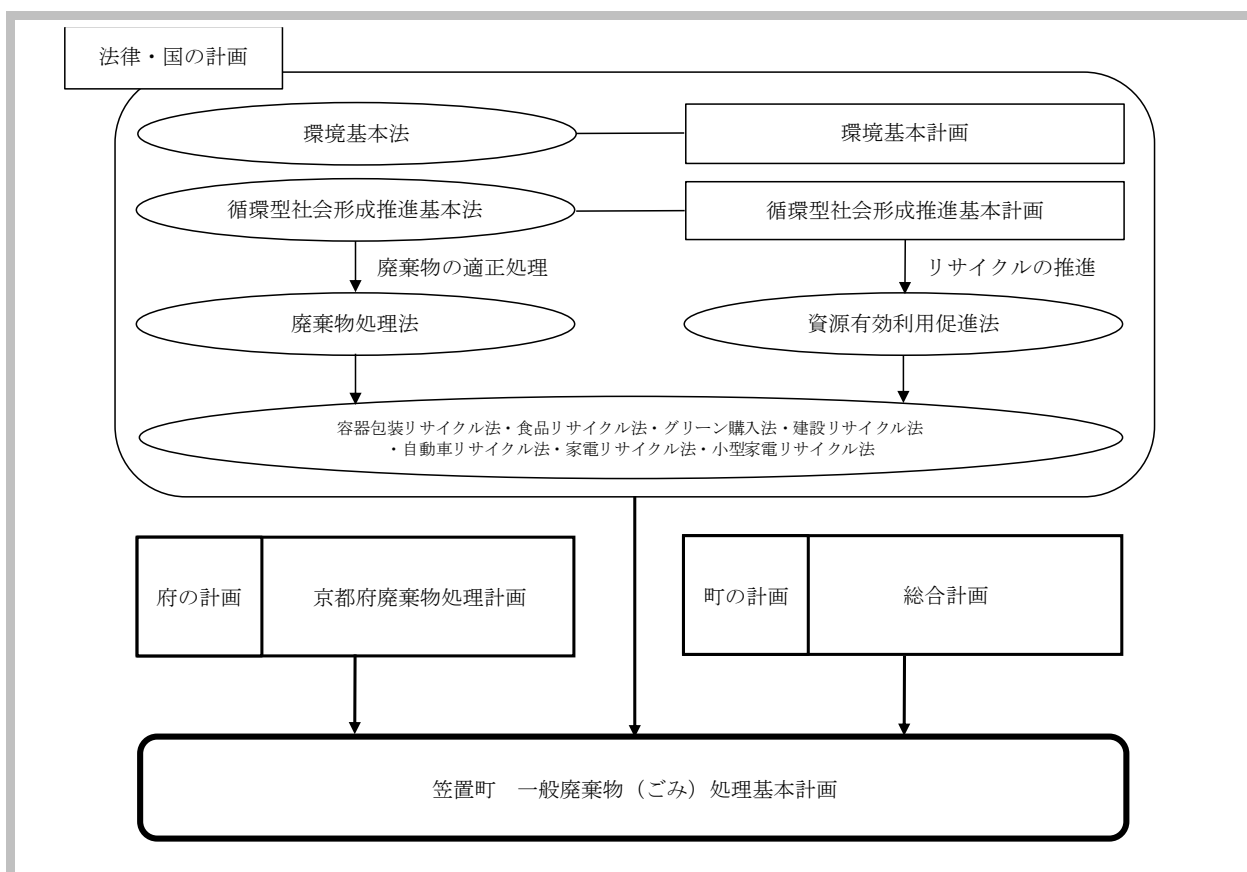


図 1 本計画の位置付け

2. 計画の期間

本計画は、計画期間を図2に示すとおり初年度を令和2年度とし、令和16年度までの15年間のごみ処理に関する基本方針を示すものとする。

なお、本計画は概ね5年後に改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改定を行うものである。

計画対象地域：笠置町

計画期間：令和2年度～令和16年度（15年間）

計画目標年：令和16年度

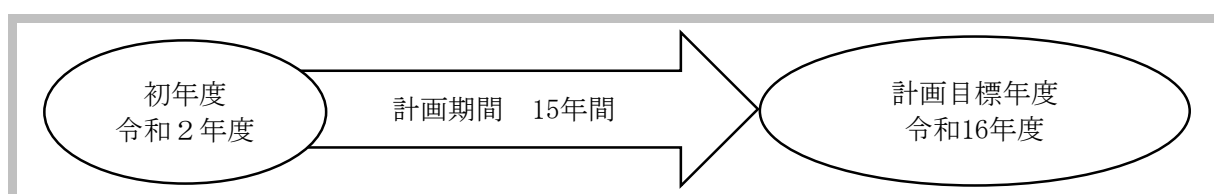


図2 計画の期間

第2章 地域の概況

1. 自然環境

(1) 位置

本町は、京都府の最南端に位置し、西は木津川市、東は南山城村、北は和東町に接し、南は奈良県奈良市に接している。

町の面積は、23.52 平方キロメートルと府内でも小さな町ではあるが、町のシンボルでもある笠置山は古くから信仰の対象とされ、山頂の笠置寺には日本一といわれる弥勒大磨崖仏がある。また後醍醐天皇の行在所としても知られ、当時をしのぶ史跡も数多く残っている。

日本の桜名所百選に選定されている約 3000 本の桜が春を告げるなど、四季を通じて豊かな自然を楽しめ、休日は多くの来訪客で賑わう。



資料：相楽東部広域連合 HP

図3 本町の位置図

(2) 気候

本町が属する地域における気象状況は表1及び図4に示すとおりである。

本町が属する地域の気候は、比較的温暖であり、平均気温は約10～21℃、年間雨量は約1,400～2,000mmとなっている。

表1 気象状況

【京田辺観測所】

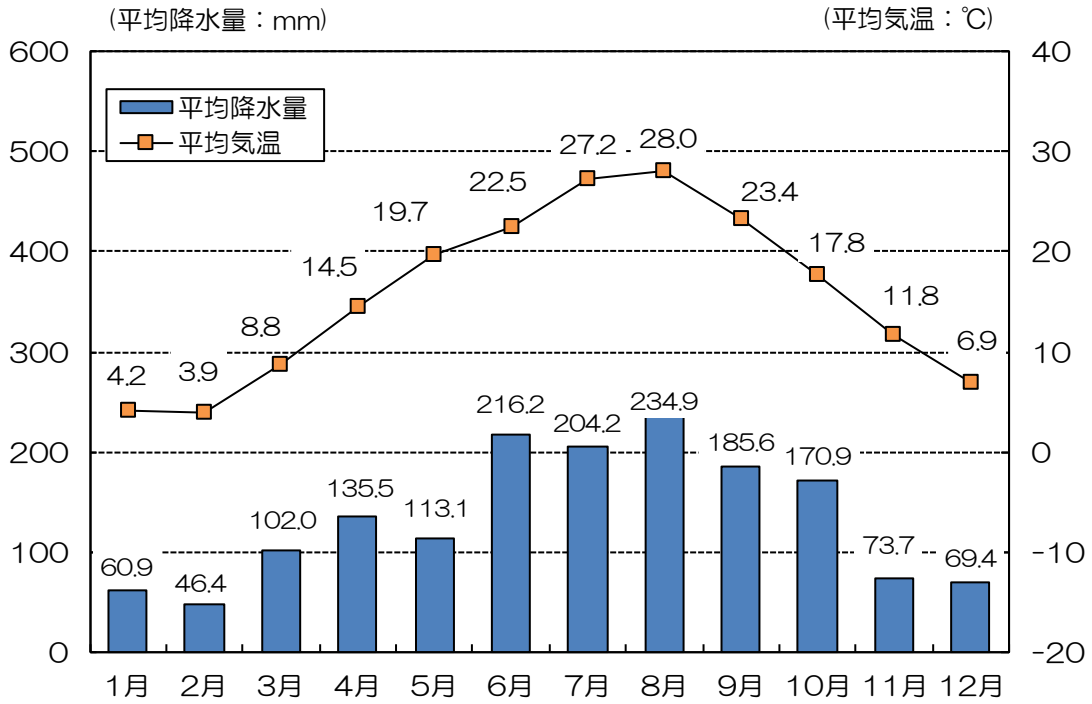
年	区分	平均気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低			
平成27年		15.9	21.4	10.9	1,750.0	1.7	1,875.1
平成28年		16.3	22.0	11.0	1,711.5	1.7	1,964.3
平成29年		15.1	20.7	9.9	1,579.5	1.7	1,970.7
平成30年		15.9	21.5	10.6	1,598.0	1.8	2,127.6
平成31年		15.9	21.5	10.8	1,425.0	1.7	1,935.3
5力年平均		15.8	21.4	10.6	1,612.8	1.7	1,974.6

【京都観測所】

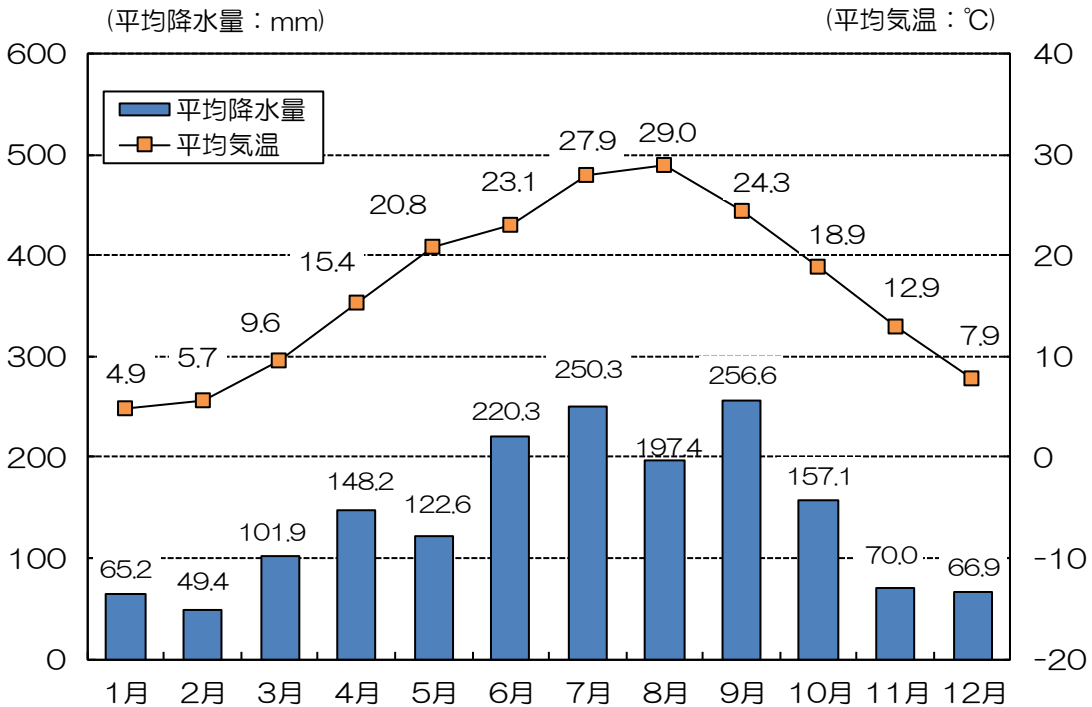
年	区分	平均気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低			
平成27年		16.6	21.4	12.7	2,042.5	2	1,778.8
平成28年		17.1	22.1	13.0	1,840.0	2.1	1,846.8
平成29年		16.0	20.9	12.0	1,469.5	2.1	1,872.8
平成30年		16.9	21.8	12.8	1,770.0	2.2	1,981.8
平成31年		16.9	21.7	13.0	1,407.5	2.1	1,817.3
5力年平均		16.7	21.6	12.7	1,705.9	2.1	1,859.5

出典：気象庁HP

【京田辺観測所】



【京都観測所】



出典：気象庁HP

図4 月別降水量及び月平均気温（近年5年間）

2. 社会環境

(1) 人口及び世帯数

①人口の推移

本町の人口推移は、表2及び図5に示すとおりである。

本町の人口推移は、平成21年度の1,744人と比べ、平成31年度では1,268人と減少傾向にある。

表2 人口の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人口	1,744	1,711	1,667	1,608	1,563	1,501	1,446	1,421	1,374	1,312	1,268

※各年度3月末

出典：相楽東部広域連合「住民記録 人口世帯集計表」

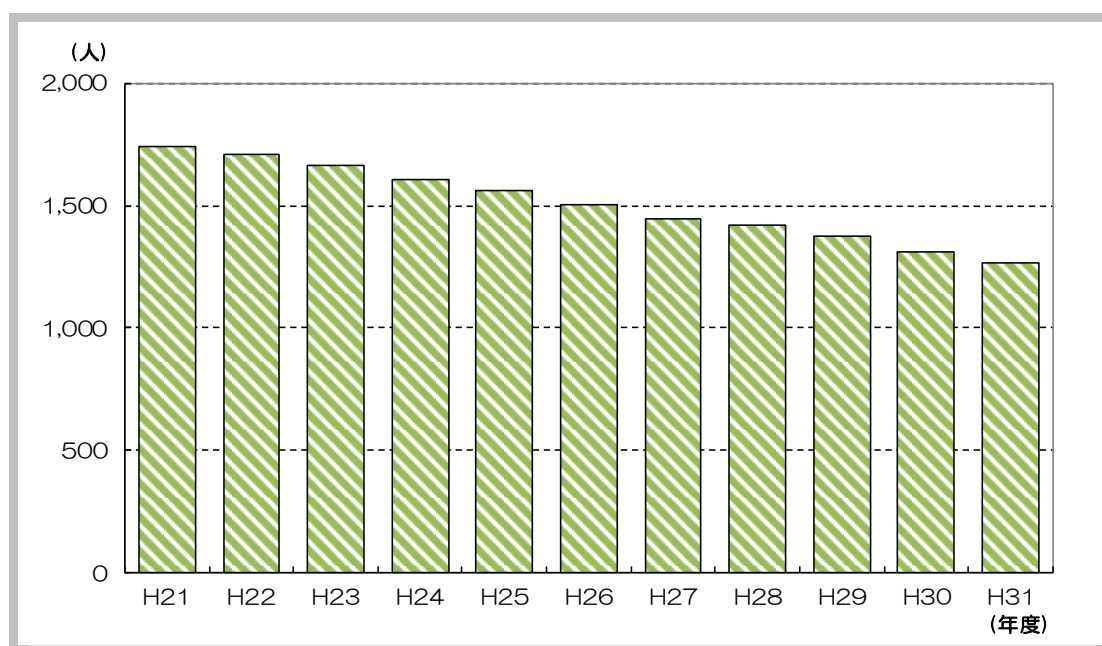


図5 人口の推移

②世帯数の推移

本町の世帯数の推移は、表3及び図6に示すとおりである。

本町の世帯数の推移は、平成21年度の703世帯と比べ、平成30年度では639世帯と減少傾向である。

表3 世帯数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
世帯数	703	700	686	686	676	669	648	656	655	639

※各年度3月末

出典：相楽東部広域連合「住民記録 人口世帯集計表」

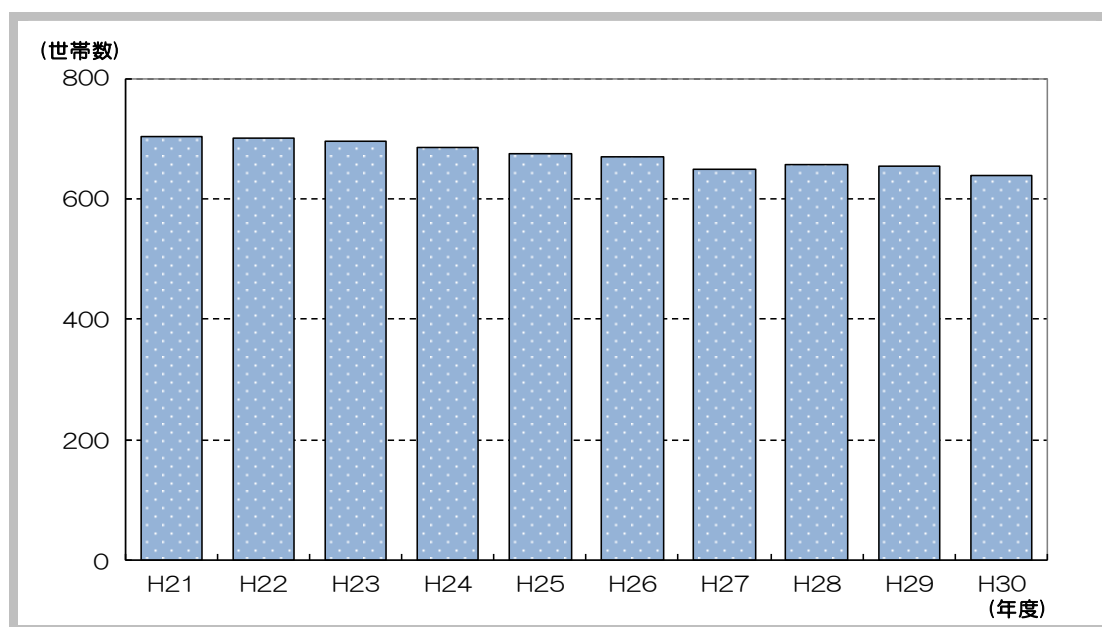


図6 世帯数の推移

③ 1世帯当たり人口の推移

本町の1世帯当たりの人口の推移は、表4及び図7に示すとおりである。

本町の1世帯当たりの人口は、平成21年度の2.48人から平成31年度には2.05人に減少している。このことから、核家族化の進行や単身世帯の増加等が伺える。

表4 1世帯当たり人口の推移

(人/世帯)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1世帯当たり人口	2.48	2.44	2.40	2.34	2.31	2.24	2.23	2.17	2.10	2.05

※各年度3月末

出典：相楽東部広域連合「住民記録 人口世帯集計表」

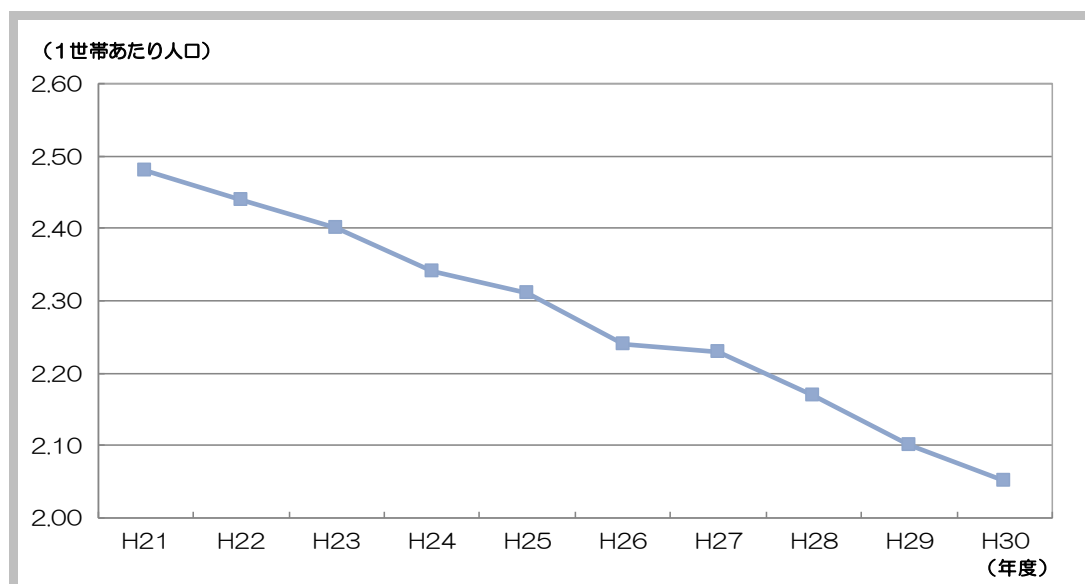
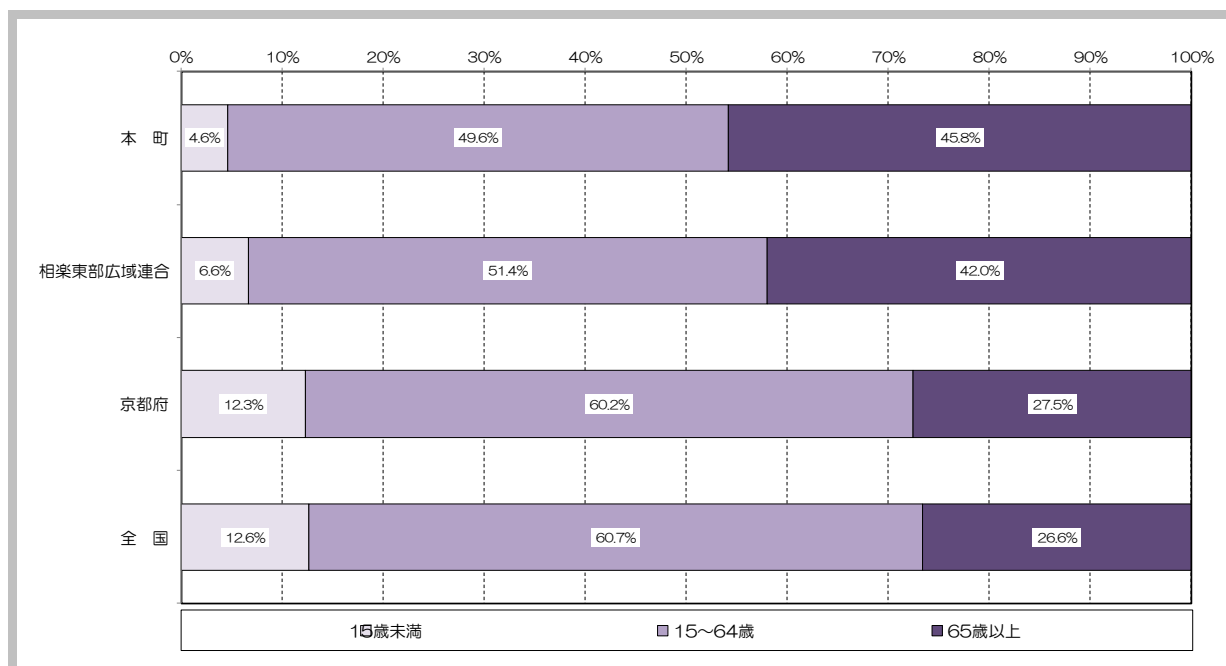


図7 1世帯当たり人口の推移

④人口分布

本町・相楽東部広域連合・京都府及び全国の年齢別人口分布は図8に示すとおりである。

本町では、京都府や全国と比べて15歳未満の人口が4.6%と少なく、65歳以上の人口が45.8%と多くなっている。



出典：平成27年国勢調査

図8 年齢別人口分布

(2) 産業

本町の産業大分類別就業者数は表5に示すとおりである。

本町の就業者数はともに、減少傾向にある。

産業大分類別就業者の割合については、平成22年から平成27年にかけて、第二次産業と第三次産業が減少し、第一次産業と分類不能の産業は増加している。

表5 産業大分類別就業者数の内訳

構成市町村	単位	平成22年					平成27年				
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業	計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能の産業	計
笠置町	人	22	165	503	2	692	24	130	441	4	599
	(割合)	3.2%	23.8%	72.7%	0.3%	100.0%	4.0%	21.7%	73.6%	0.7%	100.0%

出典：平成22年、27年国勢調査

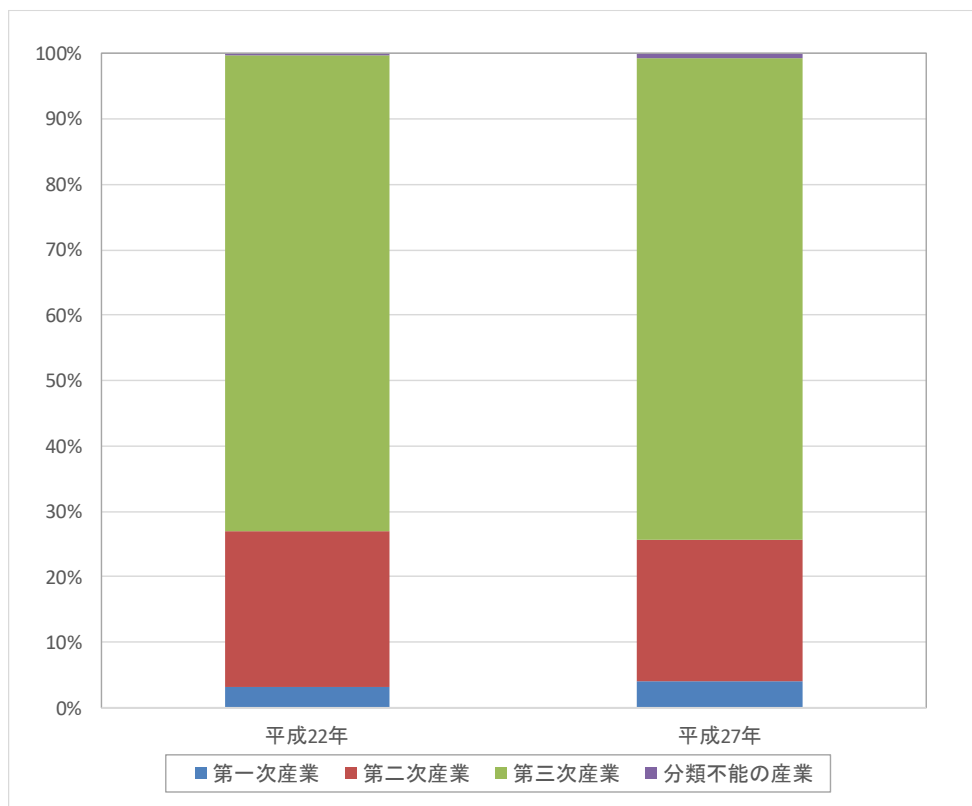


図9 産業大分類別就業者数の割合

3. 都市基盤整備

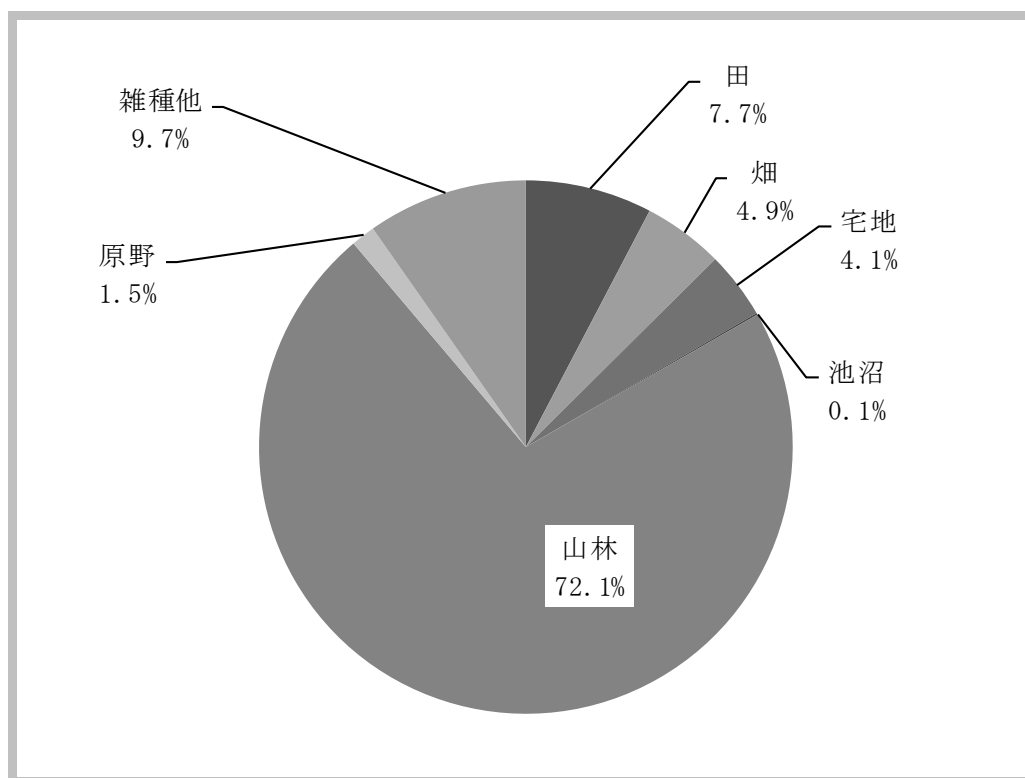
(1) 交通状況

本町の区域内的な交通網は、道路交通網と鉄道交通網がある。代表的なものとして、国道163号線、主要地方道として笠置山添線がある。なお、鉄道はJR関西本線が横断している。

(2) 土地利用状況

本町の土地利用は、図10に示すとおりである。

本町の土地利用の状況をみると、山林が最も多く、次いで、雑種他、田の順となっている。



出典：京都府HP「固定資産に関する概要調査（令和元年度）」

図10 土地利用割合

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体系の概要

(1) ごみ処理の経緯

本町では適正な廃棄物処理の推進を図るため、昭和47年に和東町・南山城村とともに「相楽東部じんかい処理組合」を設立した。廃棄物の処理の事務を行うとともに、ごみ処理施設の計画を進め、平成11年3月に「相楽東部クリーンセンター」が完成し、同年4月から稼働した。

その後、平成22年4月から事務が「相楽東部じんかい処理組合」から「相楽東部広域連合」に移管され、現在に至っている。

現在、相楽東部広域連合は、本町及び和東町・南山城村が処理すべき行政事務のうち、廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務並びにごみ処理施設の設置、管理及び経営の業務並びにごみ処理に関する事務を行っている。

(2) ごみ処理の流れ

本町におけるごみ処理フローは図11に示すとおりである。

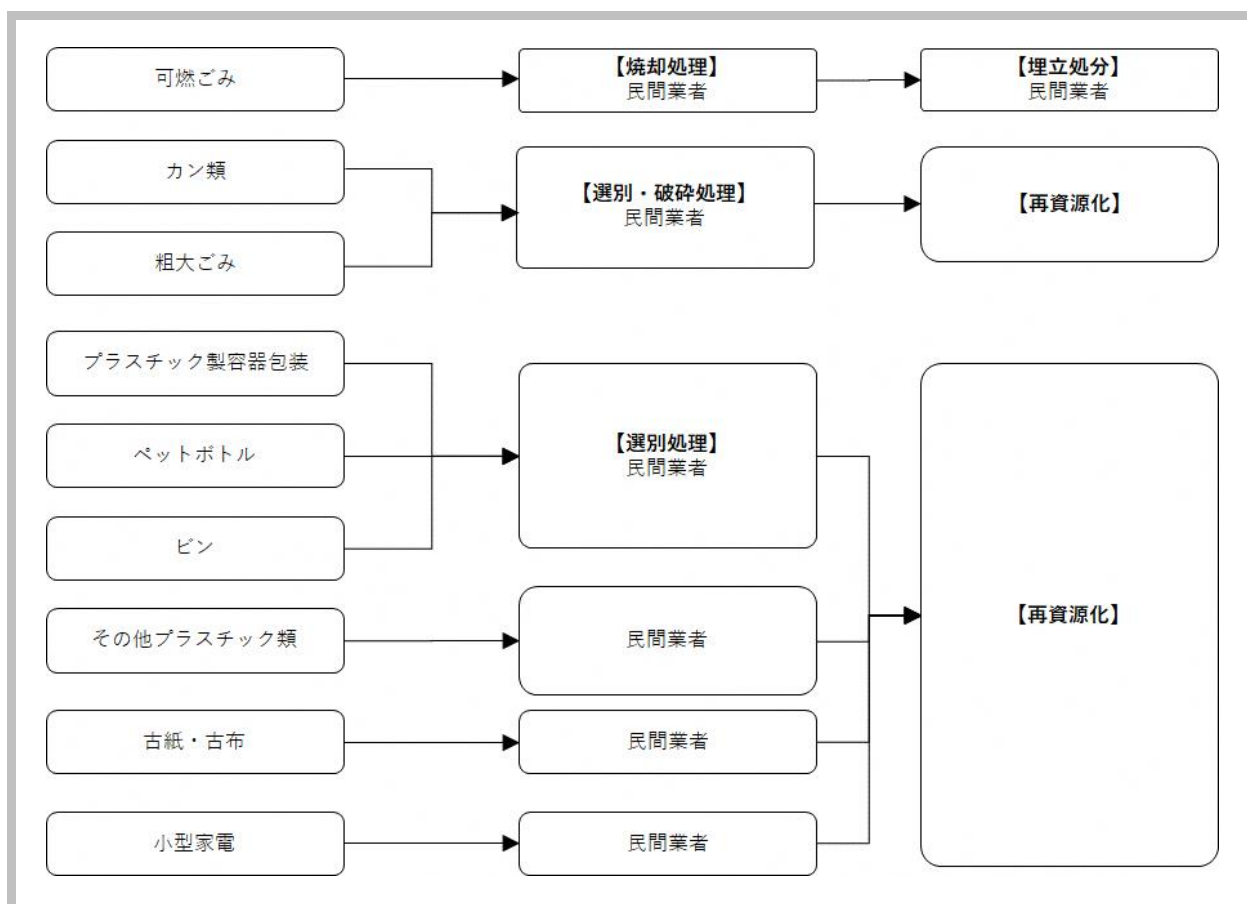


図11 本町のごみ処理フロー

※ 事業系ごみの処理フローは施設利用が停止中であり、受け入れが困難な状態となっている。

(3) ごみの分別区分

本町におけるごみの分別区分は表6に示すとおりである。

表6 ごみの分別区分

区分	内容	収集頻度	収集方式
可燃ごみ	生ごみ・紙くず・紙おむつ・木くず等	週2回	各戸収集(回収ボックス)
カン類	空き缶	月1回	ステーション方式
粗大ごみ	家具・電化製品・布団・カーペット類等	月1回	
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のボトル・チューブ類・キャップ・トレイ・ラップ・カップ類・レジ袋等	週1回	各戸収集(回収ボックス)
ペットボトル	ペットボトル	月1回	ステーション方式
ビン	飲料水、食品等の空きビン	月1回	
その他プラスチック類	おもちゃ・ハンガー・靴類・CD・ビデオテープ等のプラスチック製品	月1回	各戸収集(回収ボックス)
古紙類	新聞・雑誌・段ボール等	月1回	ステーション方式
小型家電製品 (リサイクル対象)	携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、テープレコーダー、電卓、ヘアードライヤー等	随時	役場、施設内の小型家電回収ボックス
蛍光管類	蛍光ランプ、HIDランプ、白熱電球、ハロゲン電球、LEDランプ	随時	施設内の蛍光管類回収ボックス
廃乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池	随時	役場、施設内の廃乾電池回収ボックス

2. ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

本町のごみ排出量の実績は表 7 及び図 12 に示すとおりである。

本町のごみの排出量の推移は、平成 23 年度から平成 24 年度までは平成 22 年度以前に比べてかなり増加していたが、平成 25 年度以降は少しずつ減少傾向にあった。その後、平成 29 年度から平成 30 年度まで少し増加傾向にあったが、平成 31 年度に大きく減少している。

表 7 本町のごみ排出量の実績

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	299	281	280	276	259	249	235	225	215	204	205
		資源ごみ	69	69	76	148	129	131	123	119	120	105	47
		粗大ごみ	79	82	67	74	66	70	68	62	73	87	102
		小計	447	432	423	498	454	450	426	406	408	396	354
	直接搬入	可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2
小計		0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	
	計	447	432	423	498	455	452	426	406	408	396	356	
事業系ごみ	直接搬入	可燃ごみ	38	37	85	73	84	81	98	80	81	84	41
		粗大ごみ	10	9	13	13	18	7	8	11	13	38	24
		小計	48	46	98	86	102	88	106	91	94	122	65
		計	48	46	98	86	102	88	106	91	94	122	65
合計		495	478	521	584	557	540	532	497	502	518	421	

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 21～30 年度）

相楽東部広域連合「平成 31 年度 搬入者別 地区別 銘柄別 年報」

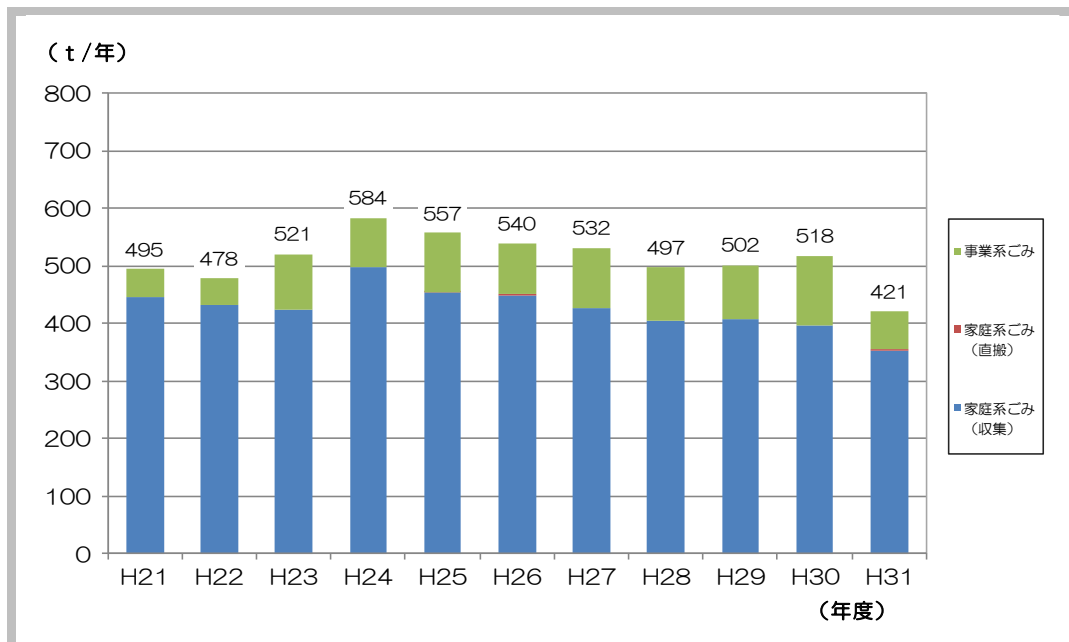


図 12 本町のごみ排出量の推移

(2) 一人一日当たりのごみ排出量

本町の一人一日当たりのごみ排出量(家庭系)及び一日当たりごみ排出量(事業系)(以下「ごみ原単位」という。)の実績は表8及び図13に示すとおりである。

本町のごみ排出量合計のごみ原単位は平成23年度から24年度は増加傾向にあり、その後、平成28年度に少し減少したものの平成25年度から平成29年度まではほぼ横ばい状態が続いていた。しかし、平成30年度に大きく増加し、平成31年度は急激に減少している。

表8 本町のごみ原単位の実績

項目	年度	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
人口(各年度3月末現在)		人	1,744	1,711	1,667	1,608	1,563	1,501	1,446	1,421	1,374	1,312	1,268	
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	g/人・日	469.71	449.95	460.18	470.25	453.99	454.49	445.25	433.81	428.71	425.99	442.94
		不燃ごみ	g/人・日	108.40	110.49	124.91	252.16	226.12	239.11	233.05	229.44	239.28	219.26	101.55
		資源ごみ	g/人・日	124.10	131.30	110.11	126.08	115.69	127.77	128.84	119.54	145.56	181.67	220.39
	小計	g/人・日	702.21	691.74	695.20	848.50	795.80	821.37	807.14	782.78	813.54	826.93	764.88	
	直接搬入	粗大ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	1.75	3.65	0.00	0.00	0.00	0.00	4.32
小計	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	1.75	3.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.32	
計	g/人・日	702.21	691.74	695.20	848.50	797.55	825.02	807.14	782.78	813.54	826.93	769.20		
事業系ごみ	直接搬入	可燃ごみ	t/日	0.10	0.10	0.23	0.20	0.23	0.22	0.27	0.22	0.22	0.23	0.11
		粗大ごみ	t/日	0.03	0.02	0.04	0.04	0.05	0.02	0.02	0.02	0.04	0.10	0.07
		小計	t/日	0.13	0.13	0.27	0.24	0.28	0.24	0.29	0.25	0.26	0.33	0.18
	計	t/日	0.13	0.13	0.27	0.24	0.28	0.24	0.29	0.25	0.26	0.33	0.18	
合計		g/人・日	777.62	765.39	856.27	995.02	976.35	985.64	1,007.98	958.23	1,000.98	1,081.69	909.64	

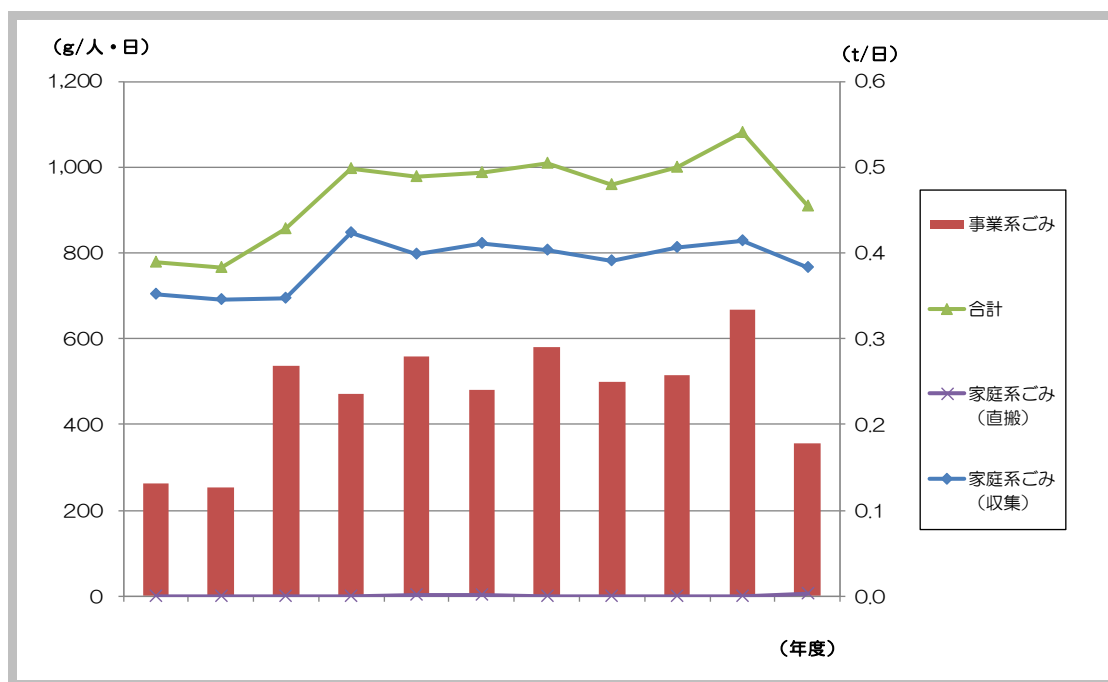


図13 本町のごみ原単位の推移

3. ごみの資源化の実績

(1) ごみの資源化量の実績

本町の資源化量及び資源化率の実績は、表9、図14及び図15に示すとおりである。

本町の資源化量の推移は、総資源化量の割合・資源化率が、平成26年度まで減少し、平成27年度に増加に転じたが、それ以降は横ばいである。

表9 本町の資源化量の実績

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
直接資源化量	紙類(紙パック、紙製容器包装を除く)	66	0	73	71	68	61	58	53	60	55
	紙パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	金属類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガラス類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック(白色トレイを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類(白色トレイ、容器包装プラスチックを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	0	0	0	7	7	9	7	6	0	0
小計	66	0	73	78	75	70	65	59	60	57	
中間処理後再生利用量	金属類	23	16	11	10	7	7	8	10	10	15
	ガラス類	12	13	10	11	10	9	11	10	9	10
	ペットボトル	2	3	2	3	2	3	3	2	2	2
	容器包装プラスチック(白色トレイを除く)	13	13	13	12	9	8	10	10	10	10
	プラスチック類(白色トレイ、容器包装プラスチックを除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	50	45	36	36	28	27	32	32	31	37	
集団回収量	0	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総資源化量	①	116	112	109	114	103	97	97	91	91	94
ごみ排出量	②	495	478	521	584	557	540	532	497	502	518
資源化率	①÷②×100	23.4%	23.4%	20.9%	19.5%	18.5%	18.0%	18.2%	18.3%	18.1%	18.1%

出典：一般廃棄物処理実態調査

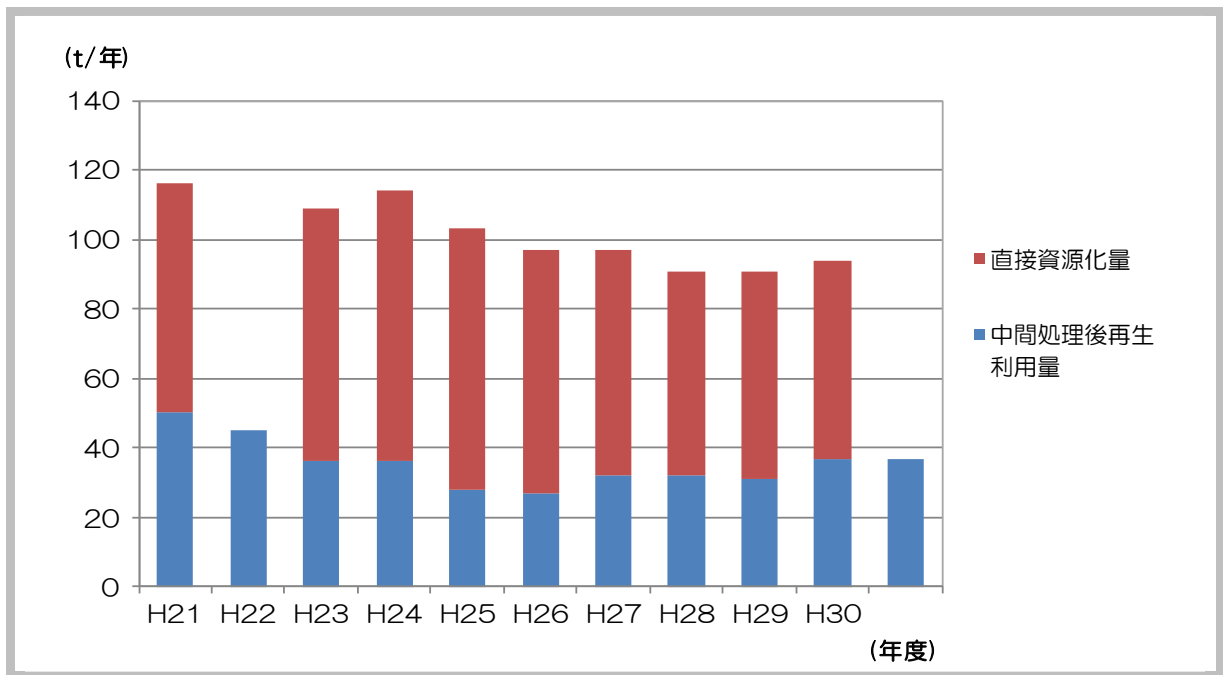


図 14 本町の資源化量の推移

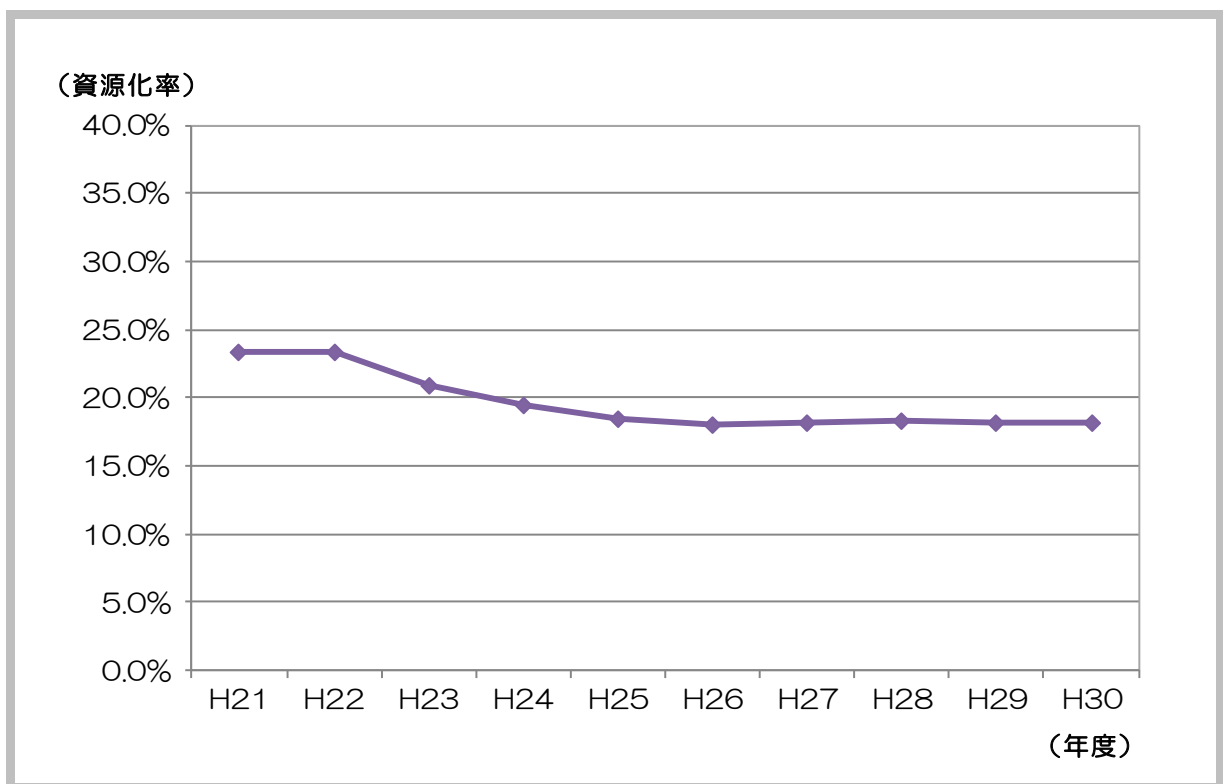


図 15 本町の資源化率の推移

4. ごみ処理の状況

(1) 収集・運搬

①収集・運搬体制

収集・運搬は、相楽東部広域連合の所掌で業務は民間業者に委託している。

(2) 施設等の概要

①焼却施設

相楽東部広域連合の焼却施設は、平成 31 年 4 月から稼働停止しており、現在は処理を民間施設に委託している。

表 10 焼却施設の概要

項目	内容
施設名称	相楽東部クリーンセンター
施設所管	相楽東部広域連合
所在地	京都府相楽郡和束町大字下島小字雨堤 18-1 他
敷地面積	約 18,900 m ²
稼働開始	平成 11 年 4 月
処理能力	20t/8h (10 t/8h×2 基)
処理方式	機械化バッチ燃焼方式
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
排ガス処理方式	有害ガス除去方式
ばいじん除去方式	ろ過式集じん設備
受入供給方式	ピット&クレーン方式
排水処理方式	クローズドシステム
灰出し方式	灰バンカ及び飛灰薬剤処理方式

②中間処理及び・最終処分

相楽東部広域連合の中間処理及び最終処分は、現在のところ民間委託にて処理・処分を行っている。

(3) 処理・処分量の実績

①焼却処理量

本町の焼却処理量の実績は、表 11 及び図 16 に示すとおりである。

本町の焼却処理量の推移は、平成 23 年度に増加し、平成 24 年度から平成 28 年度まで減少し、それ以降も概ね横ばい状態である。

表 11 本町の焼却処理量の実績

(t/日)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
焼却処理量	直接焼却量	337	318	365	349	343	330	333	305	317	288
	焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量	22	19	25	21	28	22	18	24	21	43
	計	359	337	390	370	371	352	351	329	338	331

出典：一般廃棄物処理実態調査

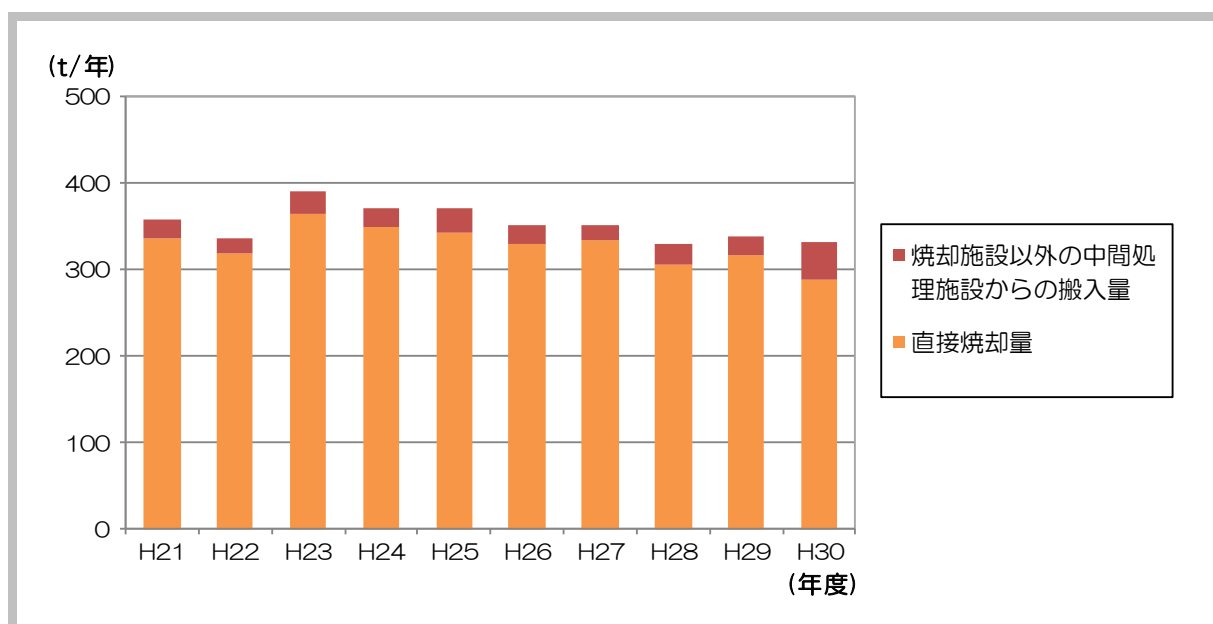


図 16 本町の焼却処理量の推移

②最終処分量

本町の最終処分量の実績は、表 12 及び図 17 に示すとおりである。

本町の最終処分量の推移は、平成 22 年度と平成 24 年度に増加したが、平成 28 年度は減少している。

表 12 本町の最終処分量の実績

		(t/日)									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣量	46	49	54	62	54	54	57	46	45	44
	焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量	58	67	50	63	54	54	55	45	68	72
計		104	116	104	125	108	108	112	91	113	116

出典：一般廃棄物処理実態調査

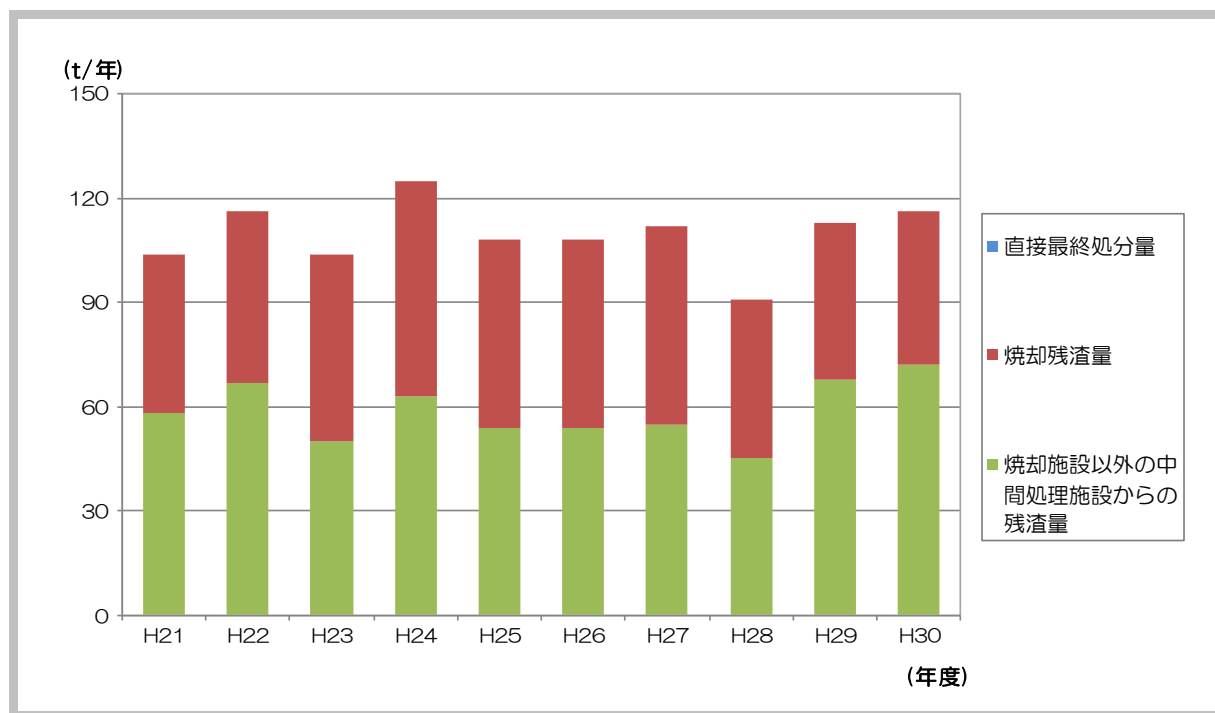


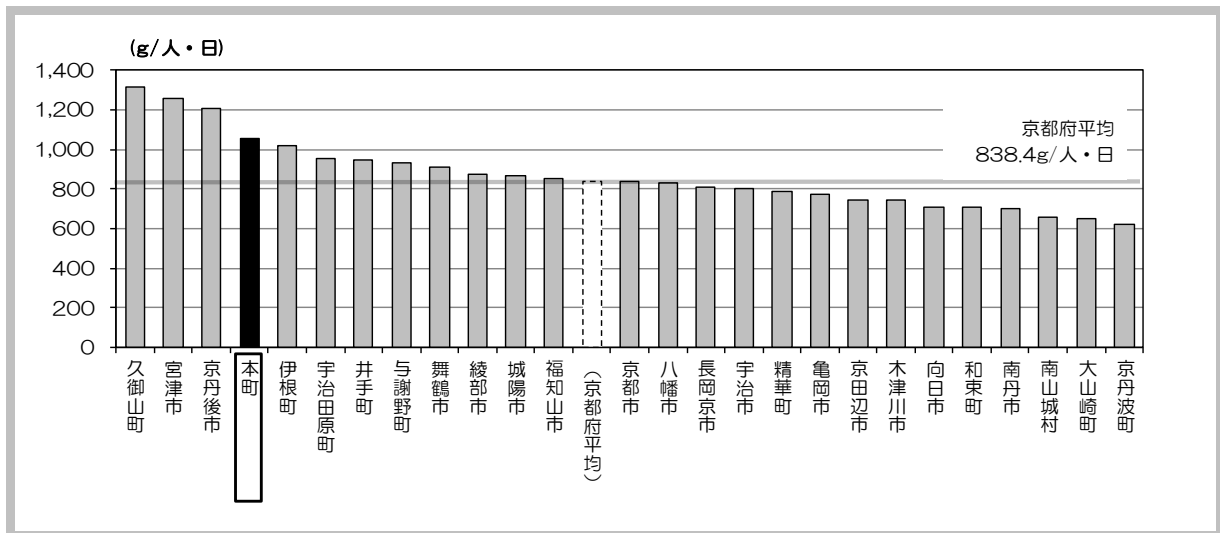
図 17 本町の最終処分量の推移

5. 京都府内自治体との比較

(1) ごみ一人一日平均排出量

京都府のごみ一人一日平均排出量（平成 30 年度）は、図 18 に示すとおりである。

本町の一人一日平均排出量（1,056.7g/人・日）は、京都府平均（838.4g/人・日）より約 218g 多くなっている。



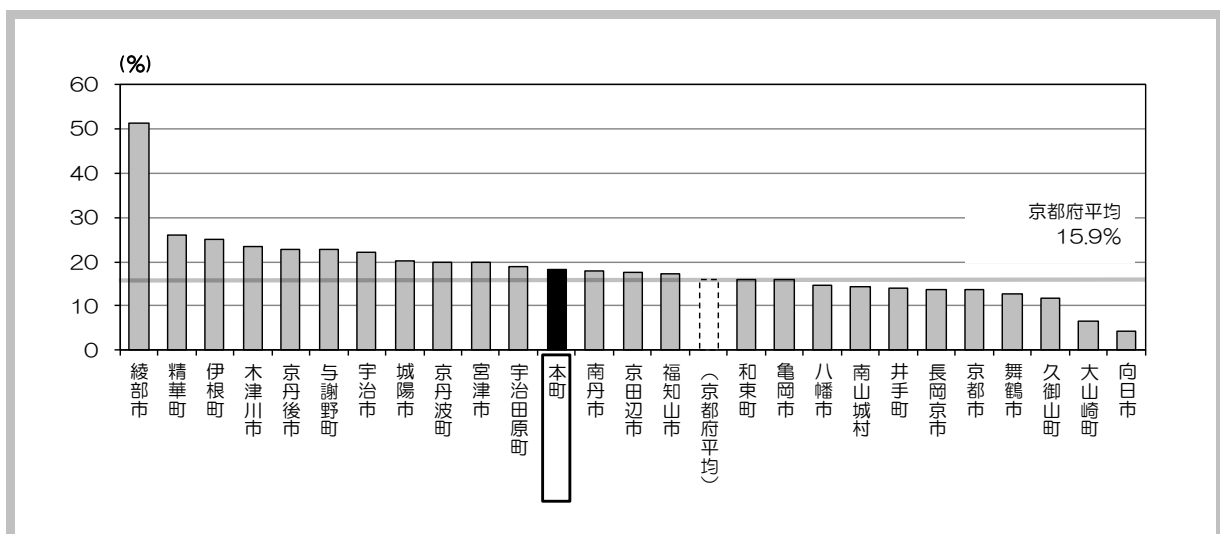
出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）

図 18 京都府内のごみ一人一日平均排出量【平成 30 年度】

(2) リサイクル率

京都府のリサイクル率（平成 30 年度）は、図 19 に示すとおりである。

本町のリサイクル率（18.1%）は、京都府平均（15.9%）より 2.2 ポイント高くなっている。



出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）

図 19 京都府内のリサイクル率【平成 30 年度】

6. ごみ処理の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に基づき、構成町村の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価を実施した。

なお、システム分析にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成30年度）を用いて実施した。

本町における一般廃棄物処理システムの評価を分析した結果は、表13及び図20に示すとおりである。

その分析結果をみると、「人口一人一日あたりごみ排出量」及び「人口一人あたり年間処理経費」は類似都市の平均値より優れていたが、「廃棄物からの資源回収量(RDF除く)」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は類似都市の平均値より劣っていた。

表13 本町と類似都市の比較【平成30年度】

標準的な指標	人口一人一日あたりごみ排出量	廃棄物から資源回収量(RDF除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人あたり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
単位	kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似都市	平均	1.032	0.18	24,896	72,072
	最大	3.93	0.54	143,292	374,360
	最小	0.236	0	0	0
笠置町実績	1.057	0.181	0.224	27,515	69,997
指数値	笠置町	97.6	100.6	89.5	102.9
	類似都市	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 類似都市とは、都市形態・人口・産業構造が類似している市町村を対象としている。

注2) 類似都市の平均値を「100」として、笠置町が類似都市より優れている場合は、その数値が平均値の外側に示され、劣っている場合には内側に示される。

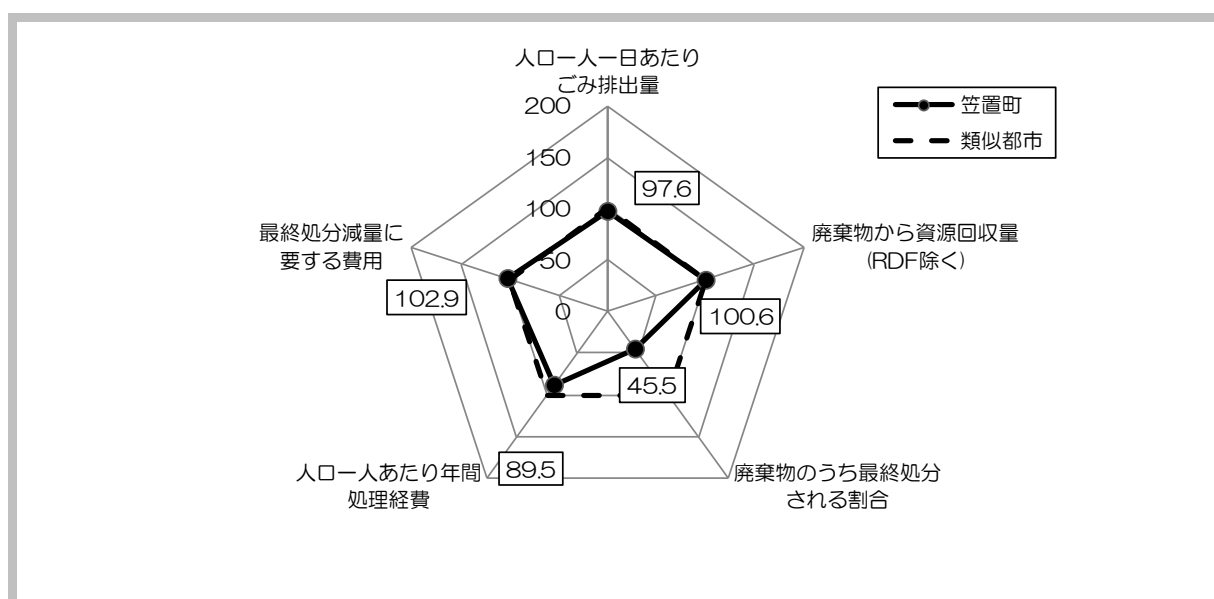


図20 本町における一般廃棄物処理システムの評価【平成30年度】

7. 周辺自治体の動向

京都府は、平成 11 年 3 月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底、ダイオキシン類の排出削減、焼却残さの高度処理対策、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、施設整備等のコスト縮減などの広域処理方針が示されています。特にダイオキシン類の排出削減対策としてごみ焼却施設は、原則として安定的な燃焼管理が可能な処理能力 100t/日以上の中連続式焼却施設（熔融方式のものを含む。）に集約するとされている。

府広域化計画は府内を 7 ブロックに分け、本町を含む相楽東部広域連合は、木津川市、精華町とともに相楽ブロックに区分されている。それを踏まえて、平成 20 年 7 月に「相楽地区における環境施設設置に関する確認書」を交わし、その中に「ごみ処理場及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討し、『相楽圏域で 1 施設』という平成 11 年策定の京都府ごみ処理広域化計画を基本として、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進めることとする」と記載されている。しかし、木津川市と精華町で構成される木津川市精華町環境施設組合は、打越台環境センターにかわる新たなごみ焼却施設として「環境の森センター・きづがわ」（94t/24h）を整備し、平成 30 年 9 月から稼働開始した。

相楽東部広域連合の北側に位置する城南衛生管理組合は、平成 30 年 4 月から「クリーンパーク折居」（115t/24h）の稼働を開始した。

一方、相楽東部広域連合の西側に位置する京田辺市は、大阪府枚方市と可燃ごみの共同処理を目指して、平成 26 年 12 月に枚方京田辺環境施設組合を設立し、新施設整備（168t/日）に向けて進めているところである。

8. 関係法令の動向

(1) 国の動向

国では、2018（平成 30）年 4 月に第五次環境基本計画を閣議決定し、分野横断的な「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）の展開にあたり、関係者との連携により、自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環資源共生圏」の創造をめざすとしている。同年 6 月には循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げている。

また、廃棄物処理についての情勢の変化を勘案し、2016（平成 28）年 9 月には「ごみ処理基本計画策定指針」を改訂し、食品ロスを含めた食品廃棄物対策など、ごみの減量・再資源化等の取り組みを推進している。

廃棄物政策の優先順位は表 14 に、廃棄物・リサイクル関連法体系は図 21 に示す。

表 14 廃棄物政策の優先順位

①	必要なものだけを長期間に使用することで「発生抑制」【Reduce】
②	繰り返し使うことができるものは、できるだけ「再使用」【Reuse】
③	再使用できないものは「再生利用」【Recycle】
④	原料リサイクルができないものは「熱回収」のための燃料として利用
⑤	どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを「適正処分」

※上から順に優先順位が高くなっている。

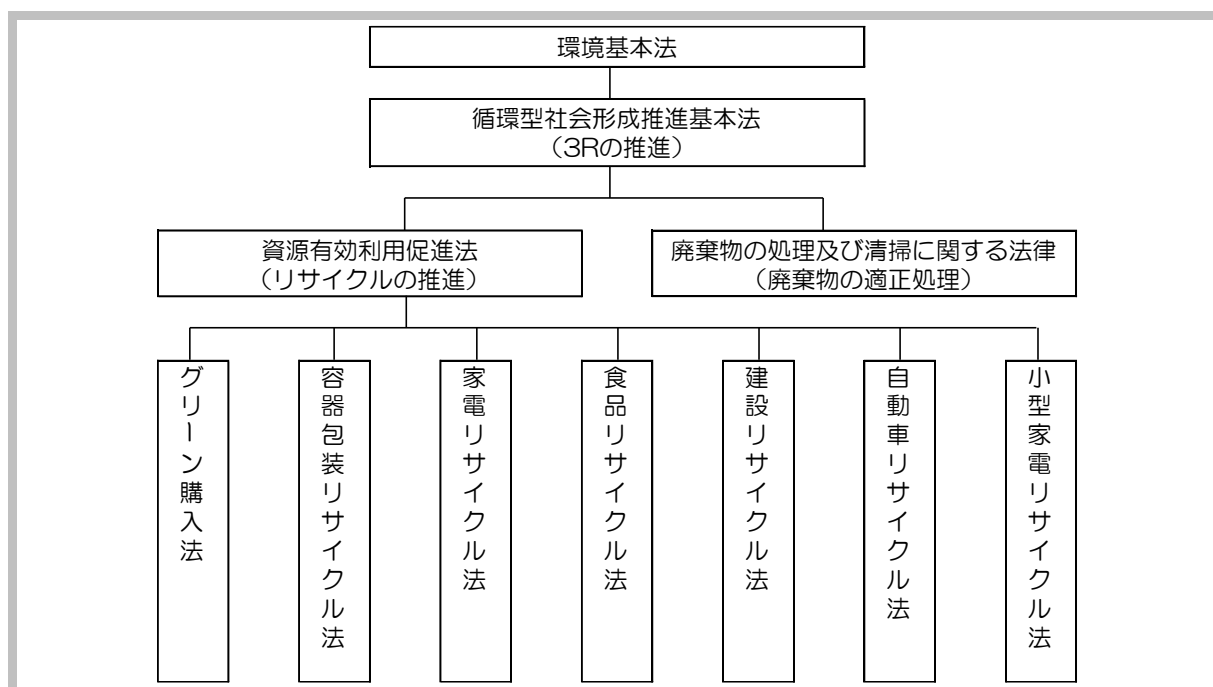


図 21 廃棄物・リサイクル関連法体系

また、廃棄物処理施設整備に関しては、国は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について（通知）」（平成 31 年 3 月）が通知され、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進している。

（２）京都府の動向

京都府では、資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化など今日の社会・経済を取り巻く状況を踏まえ、京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするため、「京都府循環型社会形成計画（第 2 期）」（平成 29 年 3 月）を策定している。

なお、この計画は、循環型社会形成推進基本法に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画として位置づけられている。

また、国の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について（通知）」（平成 31 年 3 月）を受け、平成 11 年に策定した「京都府ごみ処理広域化計画」の見直しを行う予定である。

9. ごみ処理に関する課題

これまでの本町のごみ処理に関して、現状における問題点・課題を排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理した。

(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項

本町のごみ排出量については、平成 25 年度以降は概ね減少傾向にあるが、ごみ原単位以降増加傾向にある。したがって、住民に対するごみ減量の啓発が必要である。

資源化量については、バラツキがあるものの概ね減少傾向である。したがって、資源化の向上のため努力が必要である。

(2) 収集・運搬に関する事項

本町の収集・運搬については、現行の体制を継続していくものとするが、今後はさらなる効率化を目指した安全かつ適正に収集・運搬できるようにする必要がある。

(3) 中間処理に関する事項

本町のごみ処理を行っている相楽東部広域連合の焼却施設は現在停止しており、可燃ごみは民間委託となっている。この状況は過渡期の対応と考えられるため、今後は、広域処理、新施設の整備及び現有焼却施設の活用も含めて、将来的な処理方法などを検討する必要がある。

また、不燃ごみや資源ごみの処理についても民間委託となっているが、さらなる効率化を目指した処理方法などを検討する必要がある。

(4) 最終処分に関する事項

本町のごみ処理を行っている相楽東部広域連合で発生する残渣は、民間委託にて埋立処分されている。最終処分場は有限であるため、今後は、将来的な処分方法を検討する必要がある。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

基本方針

3Rとごみの適正処理の推進

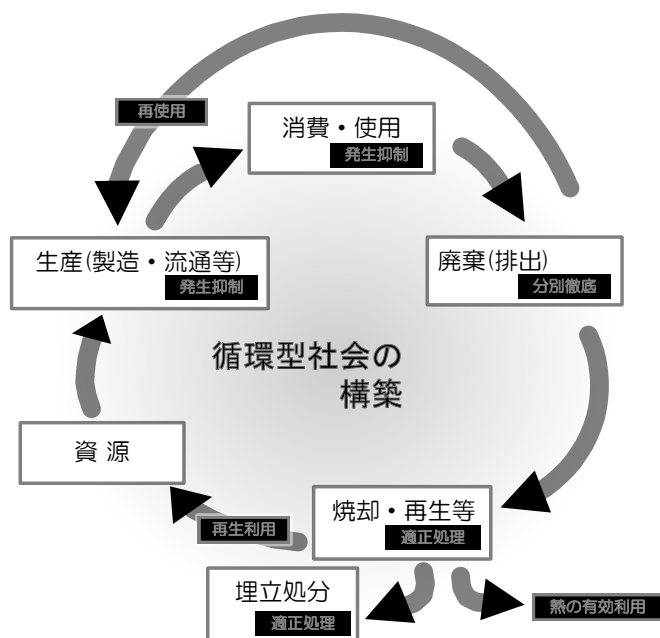
国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本町では、ごみの減量化・資源化に取り組んでいるところである。循環型社会を形成するためには、住民・事業者・行政が協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む必要がある。

さらに、ごみとして出されたものについては、適正処理をすることで有効利用を進め、埋立物を最少化し、地域の環境保全に寄与することができる。

こうした状況から、本町の基本方針を『3Rとごみの適正処理の推進』とする。

この基本方針に沿って、住民ならびに事業者の意識を高めることで、資源を大切に使い、そしてリサイクルを促進していくことにより、環境負荷の削減を目指していくものとする。



① 3R

Reduce ～ リデュース【発生抑制】
使えるものを捨てず、ものを大事に長く使う。

Reuse ～ リユース【再使用】
使い終わったものも、繰り返して利用する。

Recycle ～ リサイクル【再生利用】
再使用できないものでも、資源としてリサイクルする。

② ごみの適正処理

分別徹底

処分するのは、再使用・再生利用できないものだけである。分別の徹底を図る。

適正処理

分別されたごみを適正処理することで、地域の環境保全を図る。
選別による資源物の回収と、焼却で発生した熱を有効利用する。

2. 人口及びごみ排出量の予測

(1) 人口及びごみ排出量の予測方法

人口及びごみ排出量の将来推計は、図 22 に示す方法で算出した。

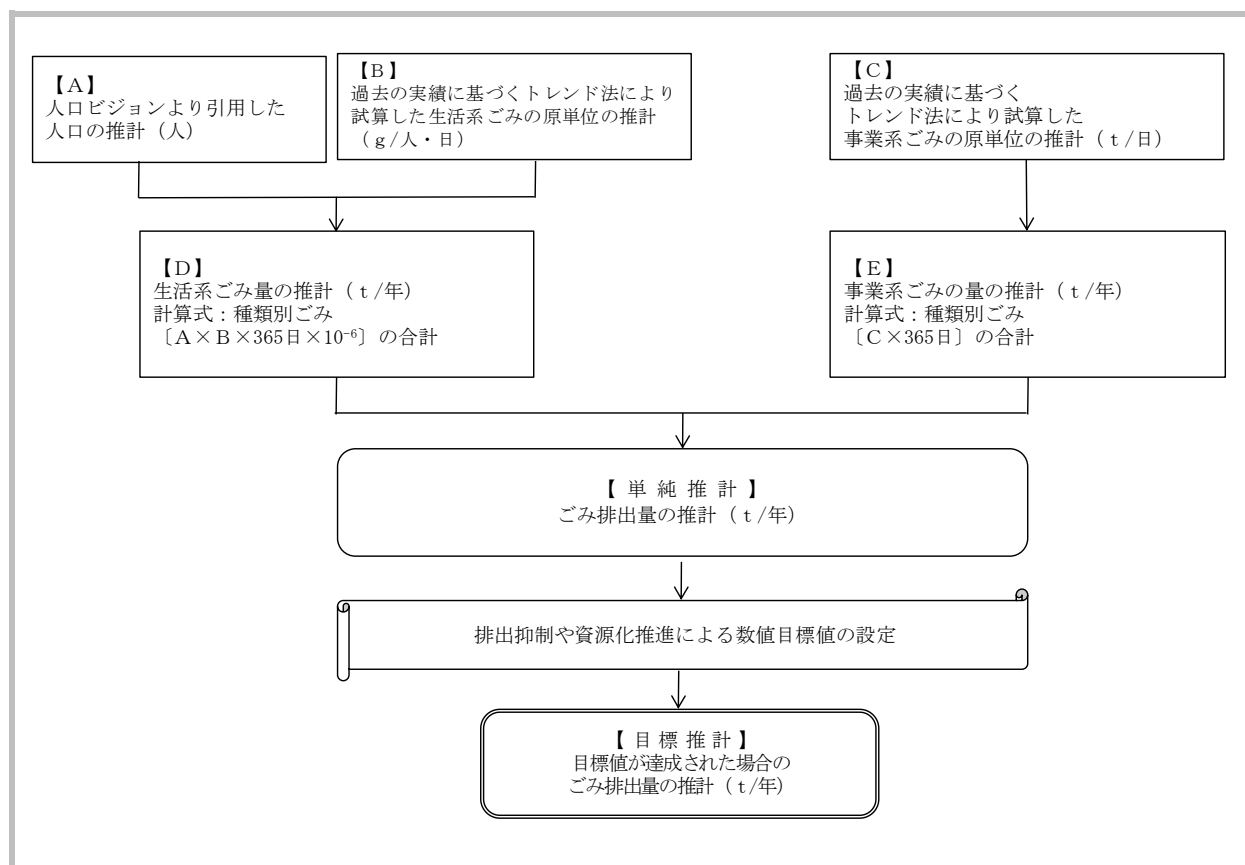


図 22 人口及びごみ排出量の推計方法

(2) 人口の予測

本町の人口は、過去 10 年間減少傾向を示している。今後もその傾向が継続することを踏まえ、本町の推計を行った（人口ビジョンにより試算）。その推計結果は、図 23 に示すとおりである。

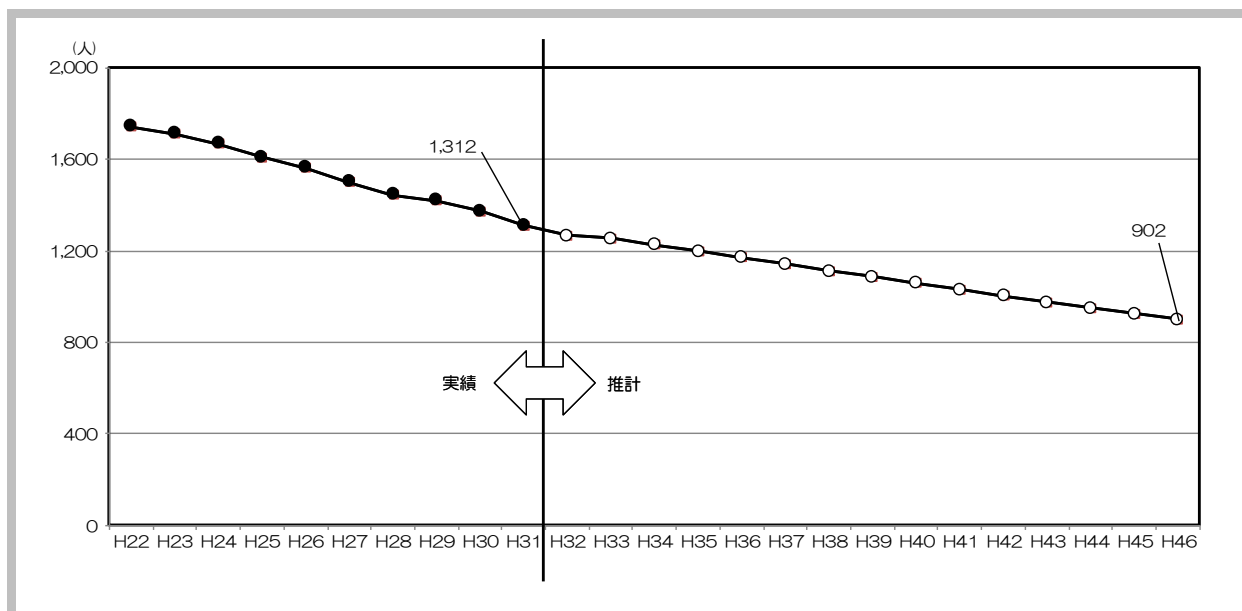


図 23 本町の人口の見込み

(3) ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

単純推計での本町のごみ排出量及び処理量は、表 15 及び図 24 に示すとおりである。

令和 16 年度におけるごみ排出量は 309t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少している。

表 15 本町のごみ排出量及び処理量の見込み

	単位	実績				予測（単純推計）			
		H31	R8	R12	R16				
行政区域内人口	(人)	1,268	1,086	977	877				
家庭系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0			
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	205	173	155	138			
		(g/人日)	442.9	436.4	434.7	431.1			
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0			
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	47	40	36	33			
		(g/人日)	101.6	100.9	101.0	103.1			
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0			
計	(t/年)	356	302	272	243				
	(g/人日)	769.2	761.9	762.8	759.1				
事業系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00			
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	41	40	40	40			
		(t/日)	0.11	0.11	0.11	0.11			
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00			
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00			
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年)	0	0	0	0			
		(t/日)	0.00	0.00	0.00	0.00			
計	(t/年)	65	66	66	66				
	(t/日)	0.18	0.18	0.18	0.18				
集団回収	(t/年)	0	0	0	0				
	(g/人日)	0.0	0.0	0.0	0.0				
総排出量	(t/年)	421	368	338	309				
	(g/人日)	909.6	928.4	947.8	965.3				
[列H29総排出1人1日当たりの排出量比]	(%)	100%	102%	104%	106%				

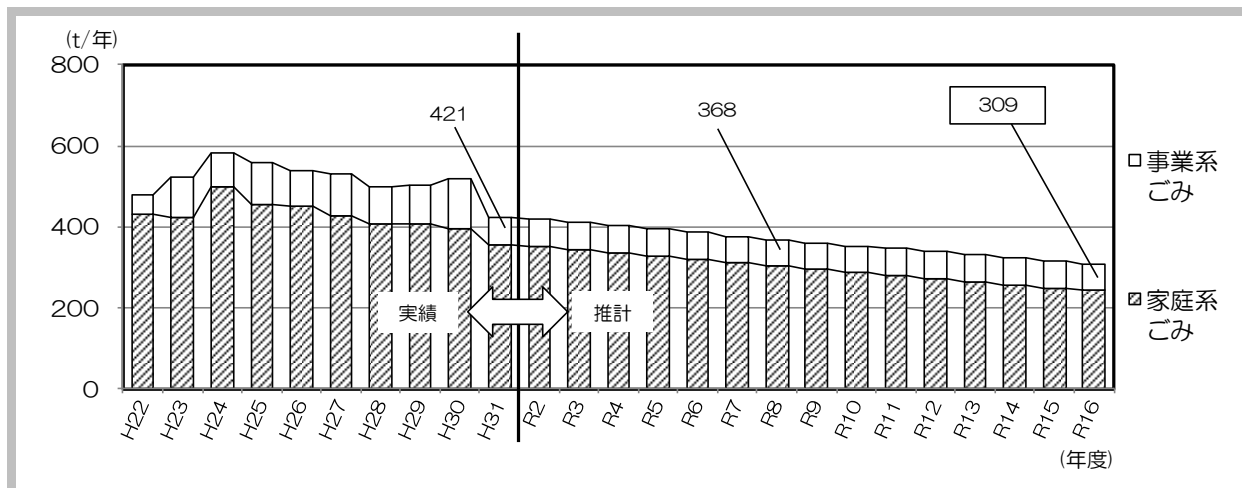


図 24 本町のごみ排出量の推移（見込み）

3. 計画の目標

(1) 目標値の設定

国や京都府の目標値は、表 16 に示すとおりである。

表 16 国及び京都府の目標値

	国		京都府	
	目標年度	目標値	目標年度	目標値
排出量	H32	H24比約12%削減	H32	705千トン (H27比で約16%削減)
再生利用率	H32	27%に増加	H32	18.3%
最終処分量	H32	H24比約14%削減	H32	92千トン (H27比で約16%削減)
家庭系ごみ	H32	500g/人・日	—	—

国 : 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (H28.1、環境省)
 京都府 : 京都府循環型社会形成計画 (H29.3、京都府)

本町においては、国や京都府の基本目標等を踏まえて、減量化や資源化の目標値を設定することが望ましい。

しかしながら、本町においては、これまで様々な施策を実施し、京都府平均より一人一日平均排出量が少なくなっている。また、再生利用率 (H30 : 16.0%) は現状の処理体制の継続により京都府の目標には達成は可能と考えられる。

以上から、本町の目標値は、上記を踏まえて、以下のとおり設定する。

- 本町のごみ一人一日平均排出量を、2034(令和 16)年度において 2019 (平成 31) 年度の約 5%削減とする。

(2) ごみ排出量の見込み(目標値)

目標値を達成した場合のごみ排出量及び処理量の見込みは、表 17 及び図 25 に示すとおりである。令和 16 年度におけるごみ排出量目標値は 277t となり、平成 31 年度実績と比較して約 150t 減少することとなる。

表 17 本町のごみ排出量の見込み(目標値)

	単位	実績					
		H31	R8	R12	R16		
行政区域内人口	(人)	1,268	1,086	977	877		
家庭系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (g/人日)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (g/人日)	205 442.9	165 416.3	143 401.0	124 387.4	
	不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (g/人日)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (g/人日)	47 101.6	40 100.9	36 101.0	33 103.1	
	その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (g/人日)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	粗大ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (g/人日)	104 224.7	79 199.3	66 185.1	54 168.7	
	計	(t/年) (g/人日)	356 769.2	284 716.5	245 687.0	211 659.2	
	事業系ごみ	混合ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (t/日)	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
		可燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (t/日)	41 0.11	40 0.11	40 0.11	40 0.11
		不燃ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (t/日)	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
		資源ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (t/日)	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
		その他ごみ (収集+直接搬入)	(t/年) (t/日)	0 0.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00
粗大ごみ (収集+直接搬入)		(t/年) (t/日)	24 0.07	26 0.07	26 0.07	26 0.07	
計		(t/年) (t/日)	65 0.18	66 0.18	66 0.18	66 0.18	
集団回収		(t/年) (g/人日)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
総排出量		(t/年)	421	350	311	277	
		(g/人日)	909.6	883.0	872.1	865.3	
[列H29総排出1人1日当たりの排出量比]	(%)	100%	97%	96%	95%		

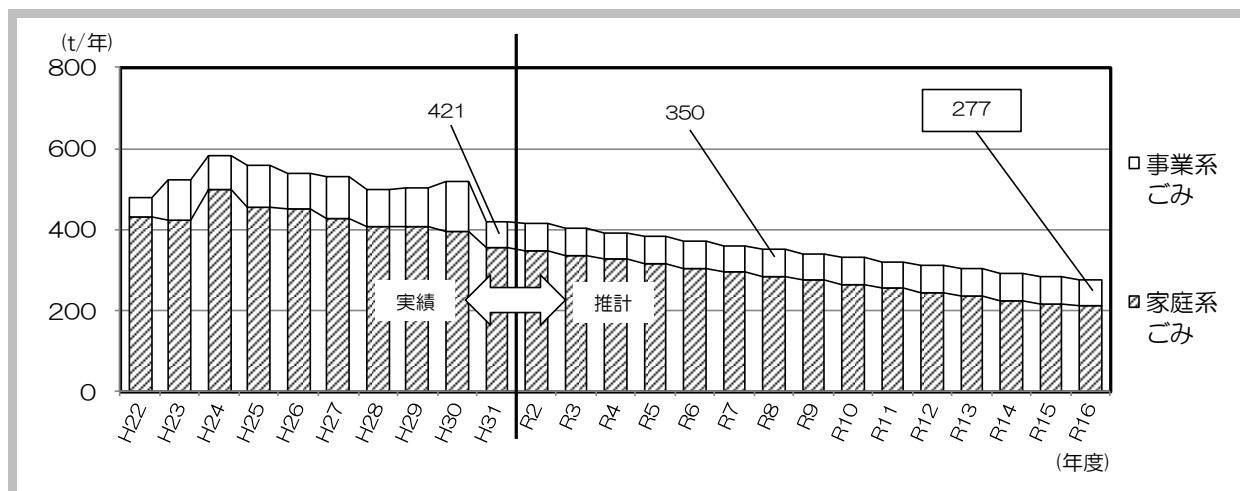


図 25 本町のごみ排出量(目標値)の推移

4. 施策の体系

本町において、基本方針の「3Rとごみの適正処理の推進」を柱とした施策を展開していくものとする。施策の体系は、図26に示すとおりである。

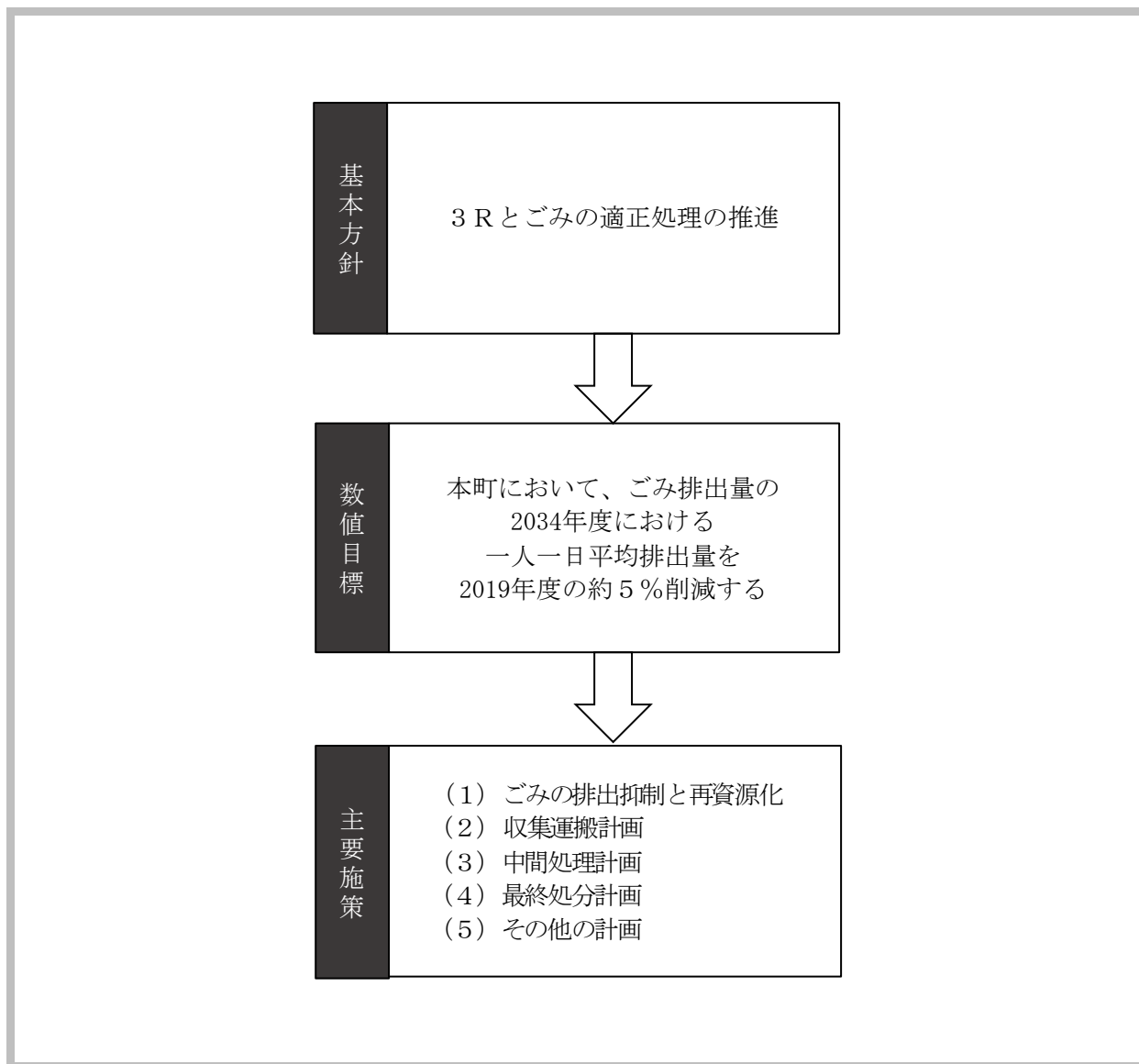


図26 施策の体系

5. 主要施策と住民・事業者・行政の役割

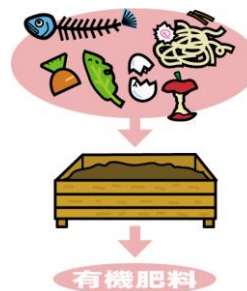
(1) ごみの排出抑制と資源化

1) 住民の役割

国民は、廃棄物処理法第2条の4において、「ごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。また、住民の意識改革は、ごみ排出抑制及び資源化に対する大きなウェイトを占めており、排出抑制・資源化を推進するには、必要不可欠なものである。そのようなことから、住民にできる排出抑制・資源化方法をまとめると表18のとおりである。

表18 施策一覧（住民）

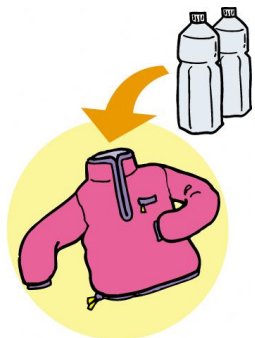

排出抑制・資源化方法	
住 民	<p>○消費生活におけるごみ減量方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品の安易な購入を見直す ・トイレットペーパー等の再生品の積極的な購入 ・リサイクルしやすい商品の購入 ・詰め替え商品の積極的な購入 ・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請 ・買い物袋の持参 ・長期間利用可能な製品の購入 ・故障したら修理し、できるだけ長く使う ・リサイクルショップ等の利用 <p>○ごみとしない資源物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の利用 ・堆肥化容器やごみ処理機等の積極的な利用 ・家庭内でできる有効利用方法の検討 ・分別収集への協力 <p>○地域での取り組みへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやバザー等の利用 <p>○行政施策への協力・参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民どうしの情報交換 ・行政指導の理解と協力 ・行政が主催する企画への参加



2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法第3条2及び3項に「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。事業者の排出抑制・資源化方法をまとめると表19のとおりである。

表19 施策一覧（事業者）

排出抑制・資源化方法		
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のでにくい商品企画設計 (インバース・マニユファクチャリング) ・使用済み商品の再利用及び再生利用 (クローズド・ループ・システム) (ゼロ・エミッション) ・従業員の意識改革を図る(事業所のルールづくり) ○生ごみの堆肥化実施(大型生ごみ処理機の活用) ○長期間利用可能な製品の購入 ○紙等の有効利用を図る ○事業所内の資源物の資源化回収ルートを確認し、分別の徹底を図る ○紙類やトイレットペーパー等再生品の積極的な利用を図る ○再生利用可能な製品の開発・材質表示 ○再生利用可能な梱包材の使用 ○再生品の生産・販売の拡大、技術開発(コスト低減等) ○長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり ○過剰包装の自粛 ○資源回収方法や回収ルートの確立 ○簡易包装の推進 ○容器包装リサイクル法の遵守 ○店頭回収の実施 ○リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売 ○家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理態勢の確立 ○分別収集への協力 ○行政施策への協力 ○レジ袋の有料化 	 

3) 行政の役割

行政は、住民及び事業者に対して意識改革を進めるために、それらを支援する施策や啓発活動を行うものとし、自らごみを排出するものとして、率先してごみの排出抑制・資源化に取り組むものとする。行政の排出抑制・資源化方法をまとめると表 20 のとおりである。

表20 施策一覧（行政）

排出抑制・資源化方法	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを出さない 3 R 運動の啓発 ○地域循環圏の構築 ○民間リサイクル業者の紹介 ○ごみ処理発生状況や費用等 各種データの客観的な情報公開 ○パンフレット、ポスターによる住民啓発活動 ○住民参加型の体験学習等の催し開催 ○事業者に対するごみ減量の指導 ○事業者に対しての再生品製造の啓発 ○資源団体回収の周知 ○店頭回収の推進 ○分別収集体制の確立及び適正処理の実施 ○循環型社会構築のための施設整備 ○住民や事業者とのネットワークづくり ○商店・企業へのごみ減量化の要請 ○庁舎内のごみ減量化対策の実施 ○庁舎内での積極的な再生品の利用 ○ごみ搬入者及び許可業者に対するごみ分別徹底指導



(2) 収集運搬計画

a. 基本方針

収集運搬について、生活系ごみにおいては行政が、事業系ごみにおいては排出者自らが主体となって行うものとするが、臨時的または多量排出されるごみについては、排出者自らが施設に直接搬入するものとする。

b. 収集区域の範囲

収集区域は、本町全体とする。

c. 収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現状どおりとする。

d. 収集運搬に関する施策

収集・運搬体制の継続

収集・運搬に関し、住民サービスの向上は、収集頻度や収集ステーションを多くすることがあげられるが、一方で、収集・運搬の負担を増やし、ごみ処理経費の増大を招くこととなる。

現在、住民の理解と協力を得てステーション方式による分別排出と収集・運搬を実施しているところであるが、今後、住民の高年齢化が一層進んだ場合、ごみ分別を前提としたごみ出しは困難なものとなる。

今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して、効果的かつ効率的な収集・運搬体制を検討していくものとする。

分別徹底の啓発・指導

排出や搬入されるごみの分別が不徹底であると、それぞれの処理施設での適正処理に支障をきたす。したがって、ごみ分別について住民啓発や事業者指導を行っていくものとする。

また、分別徹底の啓発や指導については、環境学習会、広報紙及び防災行政無線等を活用し啓発していくものとする。

(3) 中間処理計画

a. 基本方針

中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・資源化・安定化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

したがって、今後のごみ処理が安全かつ安定的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行っていくものとする。

b. 中間処理の方法

本町のごみ処理を行っている相楽東部広域連合の中間処理について、可燃ごみは民間委託となっている。この状況は過渡期の対応と考えられるため、今後は、広域処理、新施設の整備及び現有焼却施設の活用も含めて、相楽東部広域連合及び本町を含めた構成町村と協議した上で、将来的な処理方法などを検討する。

なお、本町の中間処理は、当面民間委託にて処理・処分していくものとする。

c. 中間処理に関する施策

可燃ごみ処理について、将来的な整備方針を詳細に検討する必要がある。

(4) 最終処分計画

a. 基本方針

本町のごみ処理を行っている相楽東部広域連合から排出される埋立廃棄物は民間委託にて埋立処分されているので、当面継続して行うものとするが、中間処理の方向性が決まればそれに応じた処理を行っていくものとする。

(5) その他の計画

a. 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物に関しては、行政が定める地域防災計画などの防災に関する計画と整合を図り、災害時の円滑な広域的処理体制の構築を図るため、相楽東部広域連合及びその構成町村、京都府・近隣自治体との緊密な連携を図っていくとともに、一般廃棄物中間処理施設の管理・運営者としての責務を果たすため、より効果的で具体的な対策を講じる必要がある。

b. 事業者への協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみを減量するため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について、相楽東部広域連合及びその構成町村と連携の上、関係各機関との調整を図るものとする。

c. 廃棄物再生事業者の協力

本町から排出されるごみの減量や再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。したがって、必要に応じて協力できるような体制を構築していくものとする。

d. 不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念されている。

不法投棄防止に関しては主として本町が取り組んでいるが、一般廃棄物を処理している相楽東部広域連合及び構成町村と連携して不法投棄防止の啓発を図るものとする。

e. 計画の進行管理

計画における目標を達成するためには、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要がある。

また、廃棄物を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられる。そのため、計画の進捗状況はPDCAサイクルなどを用いて点検する。

点検は、数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理する。これにより課題を明確に把握し、取り組みに反映させるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

PDCAサイクル（イメージ図）は図 27 に示すとおりである。

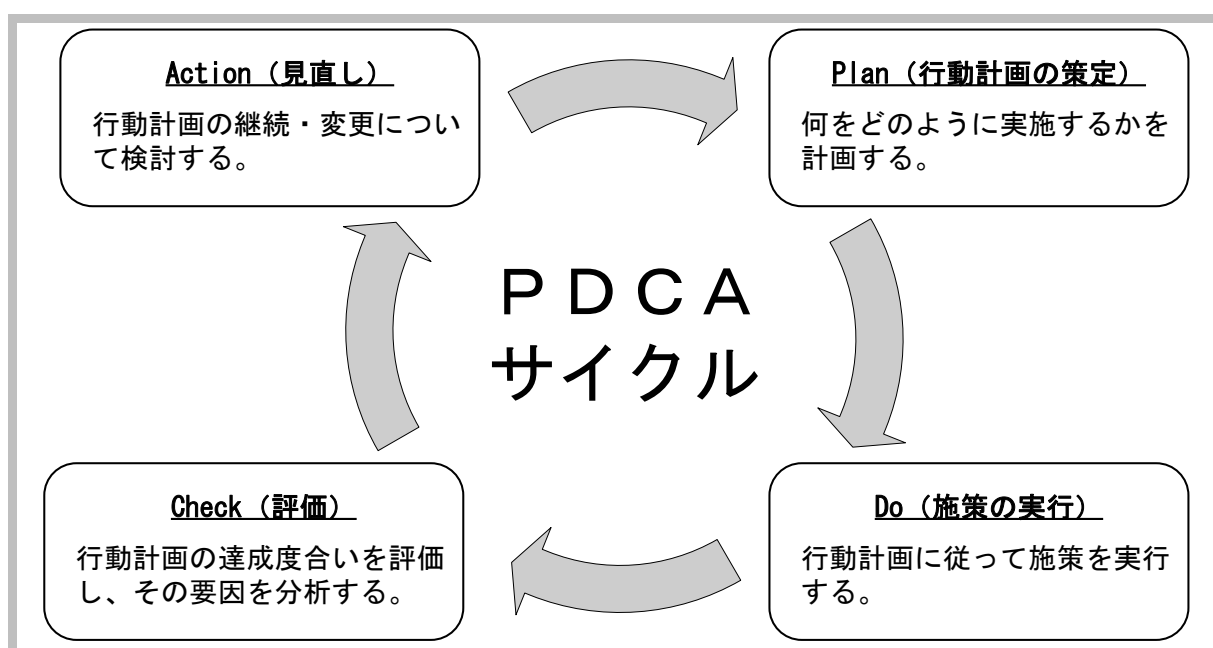


図 27 PDCAサイクル(イメージ図)

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和2年度 策定

笠置町

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1

電話 0743-95-2301
